

## 食品医薬品事務局通知

### 「タイ王国に輸入する、または仕入れる食品の検査」

食品医薬品事務局は、法の規定に準拠していない食品輸入の監視措置を維持しつつ、食品輸入における利便性を考慮し、販売用にタイ王国に輸入する、または仕入れる食品の検査を改善することが望ましいと判断した。よって、次のとおり通知する。

1. 2003年2月25日付け食品医薬品事務局通知「タイ王国に輸入する、または仕入れる食品の検査」を廃止する。
2. 次の方法及び手順に基づき、タイ王国に輸入する、または仕入れる食品を検査する。

第1項 販売用にタイ王国に輸入する、または仕入れる食品の監視検査は、係官がサンプルを採取し、分析に出すことにより実施する。分析検査の結果、規定に準拠していない問題が確認された場合は、次の措置を取る。

- (1) 輸入者に問題が確認された種類の食品を回収するよう通知する。
- (2) 輸入者への法的措置を検討する。
- (3) 問題が確認された食品名を検疫システムリストに入れる。

第2項 次回の輸入における問題が確認された種類の食品輸入検査では、次の措置を取る。

- (1) 輸入者の食品保管施設にて食品を留置く。
- (2) 輸入者への法的措置を検討する。
- (3) 留置きの食品について法の規定に基づいた処置を検討する。

第3項 検疫システムリストにおける食品輸入検査では、次の措置を取る。

- (1) 輸入者の食品保管施設にて食品を留置く。
- (2) サンプルを採取し、問題が確認されたことのある項目について分析検査に出す。

(2.1) 分析検査結果が、規定に準拠している場合、留置きを解除する。これにおいて、輸入者は、留置きの理由が終了していることから、留置き解除申請書を提出する必要はない。

(2.2) 分析結果が規定に違反していた場合、次の措置を取る。

- 1) 輸入者への法的措置を検討する。
- 2) 留置きの食品について法の規定に基づいた処置を検討する。

/輸入者は、...

輸入者は、係官が採取したサンプルを次の分析機関での分析検査に出すことができる。

- －政府機関の分析機関、または
- －政府機関から委託または認証を受けた分析機関、または
- －ISO/IEC17025 基準に基づいた能力認定を受けた分析機関

第4項 輸入者が、以前に問題が確認されたことのある項目について規定に準拠するよう改善したことを示す第3項の分析機関により発行された食品分析検査結果の原本または信用できる機関による認証を受けた写しを輸入検査の検討用に提出した場合、係官は、第2項(1)の留置きを緩和することができる。

留置きの緩和措置が取られた場合、係官はサンプルを採取し、分析検査結果を確認することができる。係官が採取した結果が、輸入者が検査の検討用に提出した結果と異なる場合、第1項(1)及び(2)に基づく措置を取るとともに、次回の輸入緩和措置を取り消す。

第5項 係官は、第3項に基づく輸入検査を受けた食品の分析検査結果について、3回連続して問題がなかった場合、検疫システムリストから食品名を取り消すことができる。

以上を現在より施行する。

2016年6月13日通知

署名

(ミスター ブンチャイ ソムブーンスック)

食品医薬品事務局長官

(注) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、JETRO Bangkok が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じましても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。